



やつで

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2113
奈良県葛城市北花内
281番地22

TEL 0745(69)8282
FAX 0745(69)7377
自宅 0745(69)2174

12月の税務と労務

12月

(師走) December

23日・天皇誕生日

国 税 / 給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税 / 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

及び保険料控除申告書の提出

今年最後の給与を支払う日の前日

国 税 / 11月分源泉所得税の納付 12月11日

国 税 / 10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 1月4日

国 税 / 4月決算法人の中間申告 1月4日

国 税 / 1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合) 1月4日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------|----|----|----|----|----|----|
| . | . | . | . | . | 1 | 2 |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 24/31 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |

地方税 / 固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付

市町村の条例で定める日

労 務 / 健康保険・厚生年金保険被保険者

賞与支払届

支払後5日以内

源泉徴収税額表の改正

新しい給与所得の源泉徴収税額表が来年1月から適用されます。いわゆる三位一体改革における国から地方への税源委譲として、所得税と個人住民税の税率変更が行われること及び定率減税の廃止に伴うもので、これで2年続けて源泉徴収税額表が変わることになります。

ワン
ポイント

年末調整の

ポイント

今年から定率減税が縮小されています

今年も「年末調整」の時期になりました。年末調整は、給与の支払者が給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならぬ税額（年税額）とを比べて、過不足額を精算するものです。

年末調整の主な対象者は、表1のとおりです。なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出が前提となりますので、必ず提出してもらった必要があります。

2 年末調整の対象者

【定率減税の縮小】 平成十一年以降の各年分の所得税額について二〇%の定率減税措置が続いていましたが、平成十八年分は減税額が半分の一〇%相当額（一二万五千元が限度）となります。

1 平成十八年の注意点

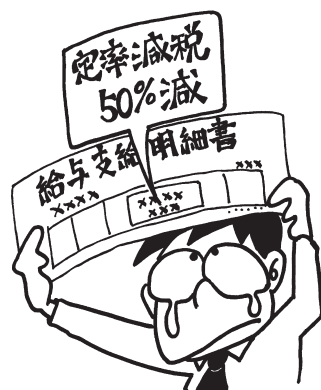


表1 年末調整対象者の選別（例）

| 年末調整の対象となる人 | 年末調整の対象とならない人 |
|---|---|
| 次のいずれかに該当する人 (1) 1年を通じて勤務している人 (2) 年の途中で就職し、年末まで勤務している人 (3) 年の途中で退職した人のうち、次の人 死亡により退職した人 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと認められる人 | 左欄に掲げる人のうち、次のいずれかに該当する人 (1) 本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人 (2) 2力所以上から給与の支払いを受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人（月額表又は日額表の乙欄適用者） |

年末調整は、原則として年末に行いますが、次の者についてはそれぞれ次の時期に年末調整を行います（表2）。

3 年末調整を行う時期

表2 年末調整を行う時期

| 年末調整の対象となる人 | 年末調整の時期 |
|--|---------|
| 年途中で死亡退職した人 | 退職の時 |
| 著しい心身の障害のため年途中で退職した人 (その退職後、再就職が不可能など一定の要件を満たす人に限ります。) | |
| 12月中に支給期の到来する給与等の支払を受けた後に退職した人 | |
| いわゆるパートタイマーとして働いている人などで、年途中で退職した人 (給与等の総額が103万円以下で、かつ、退職後、他の勤務先等に再び勤務しないことが明らかである人に限ります。) | 出国の時 |
| 年途中で非居住者となった人 | |

表3 所得控除額一覧表

| | | | | |
|---|------------|---|----------------|----------|
| 【社会保険料控除額】 支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額 | | | | |
| 【小規模企業共済等掛金控除額】 中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金(旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象)確定拠出年金法の規定により国民年金基金連合会が実施する個人型年金の加入者掛金と地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額 | | | | |
| 【生命保険料控除額】 次の と の合計額(最高10万円) 一般の生命保険料(次の個人年金保険料を除く)を支払った場合 イ 25,000円までの場合……………支払保険料の全額 ロ 25,000円を超え50,000円までの場合……………支払保険料×1/2+12,500円 ハ 50,000円を超え100,000円までの場合……………支払保険料×1/4+25,000円 ニ 100,000円を超える場合……………50,000円 個人年金保険料(疾病等特約部分を除きます)を支払った場合 上記 のイ~ニの区分に応ずる算式により計算した金額 | | | | |
| 【損害保険料控除額】 $\left(\begin{array}{l} \text{長期損害保険契約の支払保険料} \\ 10,000\text{円までの場合} \dots \text{支払保険料の全額} \\ 10,000\text{円を超える場合} \\ \dots \text{支払保険料} \times 1/2 + 5,000\text{円} \\ \text{(最高15,000円)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{短期損害保険契約の支払保険料} \\ 2,000\text{円までの場合} \dots \text{支払保険料の全額} \\ 2,000\text{円を超える場合} \\ \dots \text{支払保険料} \times 1/2 + 1,000\text{円} \\ \text{(最高3,000円)} \end{array} \right)$ 長期と短期の両方の控除額がある場合は、その合計額(最高15,000円) | | | | |
| 障害者控除額 | | 障害者1人につき……270,000円 特別障害者1人につき……400,000円 | | |
| 寡婦(寡夫)控除額 | | 270,000円(特定の寡婦は、350,000円) | | |
| 勤労学生控除額 | | 270,000円 | | |
| 配偶者控除額 | | 同居特別障害者である人 | 左記以外の人 | |
| | 一般の控除対象配偶者 | 730,000円 | 380,000円 | |
| | 老人控除対象配偶者 | 830,000円 | 480,000円 | |
| 配偶者特別控除額 | | 原則として配偶者の給与収入が103万円超141万円未満の人が対象になる | | |
| 扶養控除額 | | 同居特別障害者である人(各1人につき) | 左記以外の人(各1人につき) | |
| | 一般の扶養親族 | 730,000円 | 380,000円 | |
| | 特定扶養親族 | 980,000円 | 630,000円 | |
| | 老人扶養親族 | 同居老親等以外の者 | 830,000円 | 480,000円 |
| | | 同居老親等 | 930,000円 | 580,000円 |
| 基礎控除額 | | 380,000円 | | |

控除対象配偶者、扶養親族……生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)及び養護老人のうち、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が38万円以下の者(青色事業専従者又は白色事業専従者とされる者を除く)。

特定扶養親族……扶養親族のうち、昭和59年1月2日から平成3年1月1日までの間に生まれた者(年齢16歳以上23歳未満の者)。

老人控除対象配偶者、老人扶養親族……昭和12年1月1日以前生まれ(年齢70歳以上)の控除対象配偶者、扶養親族。

同居特別障害者……控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が納税者又は納税者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。

同居老親等……老人扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の直系尊属で、納税者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。

相続で取得した土地を交換後に物納する場合

Q 私は、今年5月に死亡した父から財産を相続しましたが、父の遺産のほとんどが土地ですので、相続税を1度に納付することができず、相続税の物納を考えています。

ところで、父の生前から父の遺産の土地の一部について、隣地所有者のA氏から土地の交換を申し込まれていました。そこで、父の死亡を機にA氏との交換に応ずることとし、交換により取得した土地を物納したいと考えています。この場合、土地の交換について譲渡所得の交換の特例の適用を受け、交換により取得した土地を物納することはできるのでしょうか？

A 個人が1年以上有していた土地と他の者が1年以上有していた土地を交換し、一定の要件を備えた場

合には、その交換による譲渡はなかったものとみなされます。しかし、交換により取得した資産を交換により譲渡した資産と同一の用途に供さなかった場合には、この特例の適用は受けられないこととされています。

したがって、ご質問の場合は、交換取得する土地は物納することが前提で、交換譲渡する土地の用途とは同一であるとはいえませんので、この特例の適用を受けることはできません。

租税は納期限までに金銭で納付するのが原則ですが、相続税については一定の要件を満たせば、金銭以外の「物」で納付する物納が認められています。この相続税の物納は、原則として相続税の課税対象となった財産を充てることとされていますが、相続財産を処分することにより取得した財産も物納することも認められています。

ご質問の場合、相続により取得した土地との交換により取得した土地が、管理、処分するのに適当な財産である等その他の物納の要件を満たせば物納に充てることは可能です。

税金
一口メモ

社葬費用と香典

法人が、その役員又は使用人が死亡したために社葬を行い、その費用を負担した場合において、その社葬を行うことが死亡した役員等の地位、会社に対する功績等を総合勘案して、相当と認められるものであり、かつ、その負担した費用が社葬のために通常要するものであると認められるときは、その支出をした日の属する事業年度

の損金の額に算入することができません。

なお、社葬のために通常要する費用とは、通常は、会葬のための費用をいい、遺族が個人的に負担すべき密葬の費用、墓石及び墓地の購入費、戒名料、法会に要する費用等はこれに含まれません。

また、会葬者の持参した香典等を遺族の収入とした場合には、法人の収入としないことができます。

修正申告に係る更正の請求

問 当社は、平成17年10月期の確定申告の内容に誤りがあることが発見され、平成18年5月に修正申告をしました。ところが、平成18年10月期の決算作業中に、再度計算違いが発見されました。今度は過大納付になっているので更正の請求をしたいのですが、間に合いますか？

答 更正の請求は、原則として法定申告期限から1年以内に限りすることができます。

ご質問の場合は計算誤りのあった事業年度は平成17年10月期ですから申告期限は原則として同年12月末で、更正の請求期限は平成18年12月末までとなります。現在、平成18年10月期の決算作業中（法定期限内）ということなら、まだ間に合います。

すなわち、更正の請求の期限は、修正申告を提出した日から1年ではなく、法定申告期限から1年であるということに注意が必要です。